

税公金収納の効率化・電子化に向けて

業務部 公務室

〔 要 旨 〕

地方税等の公金の収納方法については、納税者の利便性向上の観点から、これまで様々な電子的な方法が導入されてきました。しかし、書面主義・現金主義と指定金融機関制度を特徴とする現行の地方自治法のもと、いまだに紙の納付書を用いた金融機関の窓口収納が主流となっており、これにより、納税者、地方公共団体、金融機関の三者にとって大きな負担（社会的コスト）が発生しています。

こうしたなか、コロナ禍を契機に、様々な行政手続きのデジタル化の遅れが顕在化し、税公金収納に係る多大な社会的コストも問題点として浮き彫りになりました。その解決に向けて、政府において行政手続きのデジタル化に向けた検討が本格化しています。

地方銀行をはじめ金融界においても、地方税収納における統一QRコードの導入を機に、税公金収納のデジタル化を促進し、納税者、地方公共団体、金融機関の「三方よし」の社会的コストの削減に積極的に取り組んでいきます。

はじめに

コロナ禍を契機に、書面・押印・対面による取扱いが一般的とされてきた国・地方公共団体、企業等における様々な業務をデジタル化しようとする機運がこれまでになく高まっています。

近年、支払い・決済の分野においてデジタル技術を利用した多様なサービスが登場・普及しつつあるなか、本稿では、国民生活にも身近な税公金収納のデジタル化に向けた地方銀行界の取り組みについて紹介します。

1. 税公金収納の現状

・指定金融機関制度とは

地方公共団体が取り扱っているお金（地方自治法で「公金」と言います）の収納・支払いの事務は、複雑かつ多岐にわたります。このため、効率性・安全性の観点から、こうした事務を現金の取扱いに熟達した銀行等の金融機関に取り扱わせる制度が設けられています。これが「指定金融機関制度」と呼ばれるもので、地方自治法（1963年改正）によって1964年から導入されています。

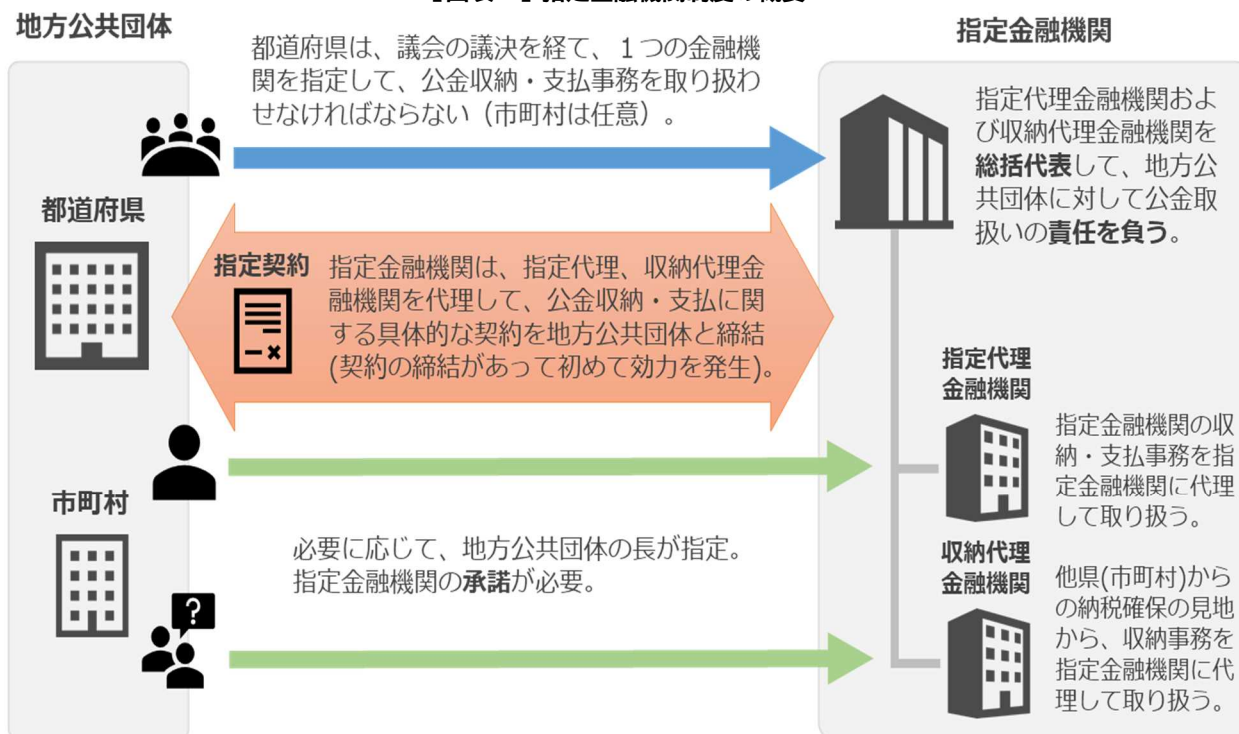
2020年3月末現在、全国1,700余りの地方公共団体のうち、地方銀行62行中60行が970団体から

【図表1】地方銀行が指定金融機関を務める地方公共団体数（2020年3月末現在）

区 分	都道府県	市区町村	合 計
地方公共団体総数	47	1,741	1,788
指定金融機関先数 (シェア)	41 (87.2%)	929 (53.4%)	970 (54.3%)

出所：当協会調べ

【図表 2】指定金融機関制度の概要



出所：地方自治法等を基に当協会で作成

指定金融機関の指定を受けており、日々の公金出納を担っています（図表 1 参照）。

地方公共団体は、議会の議決を経て、1つの指定金融機関を指定します。都道府県は指定金融機関を置くことが義務付けられている一方、市区町村は任意となっています。また、地方公共団体は、指定金融機関が取り扱う公金収納・支払い事務の一部を代理させるため、指定代理金融機関を置くことができるほか、公金収納事務の一部を代理させるため、収納代理金融機関を置くこともできます。この場合、指定金融機関は、指定代理・収納代理金融機関を総括するとともに、地方公共団体に対して代表して責任を負うこととされています（図表 2 参照）。

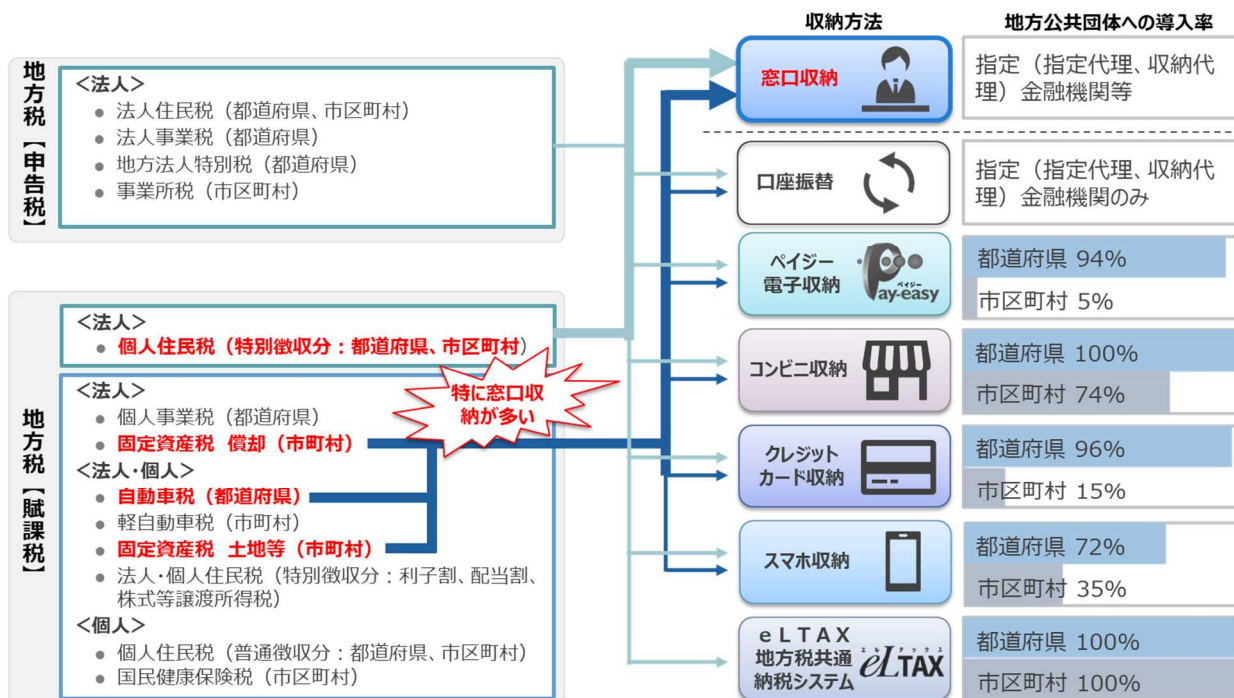
・税公金収納の現状と課題

現在、税公金収納の方法は、地方公共団体の窓口での取扱いを除き、金融機関の窓口収納、口座振替、ペイジー収納（インターネットバンキン

グ、金融機関 A T M）、コンビニ収納、クレジットカード収納、スマートフォンアプリ収納、eLTAX（地方税共通納税システム）の7つの方法があります。

税公金の収納方法は、地方自治法の規定により、納入通知書（いわゆる納付書）等の書類に基づく現金による納付が原則とされていますが、納税者の利便性向上の観点から、口座振替をはじめ、様々な電子的な税公金収納の方法が順次導入されてきました。しかし、これらの方法が、全国どこでもいつでも利用できるわけではなく、利用可能かどうかは地方公共団体によって異なり、また税目によっても異なります。例えば、ペイジー収納やクレジットカード収納は、多くの都道府県で利用可能となっているのに対し、市区町村については、利用可能な地方公共団体数はそれぞれ 5%、15%とあまり普及が進んでいないのが実情です（図表 3 参照）。

【図表3】 税公金収納チャンネルの全体像



出所：総務省「地方税における収納・徴収に関する取組について」（2020年12月）等を参考に当協会で作成（公金収納方法の地方公共団体への導入率は、1税目でも対応していれば導入としてカウント）

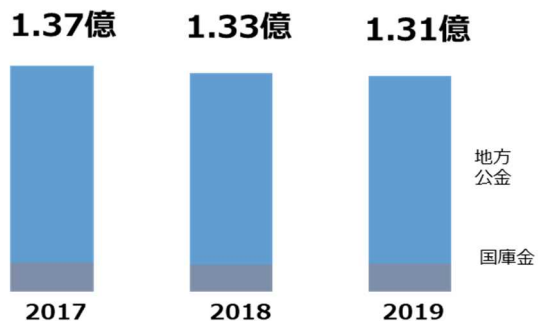
【図表4】 自動車税、固定資産税等の収納方法別の納付状況



出所：総務省・地方税共同機構「地方税における電子化の推進に関する検討会」資料（2019年10月）

また、電子的な税公金収納の方法が利用可能となっても、必ずしも活発に利用されているとは限りません。例えば、自動車税や固定資産税等の実際の納付状況を見ると、いまだに金融機関の窓口収納が全体の4割程度と大きなウェイトを占めています（図表4参照）。

【図表5】 地方銀行の窓口における納付書の取扱枚数の推移



出所：当協会調べ

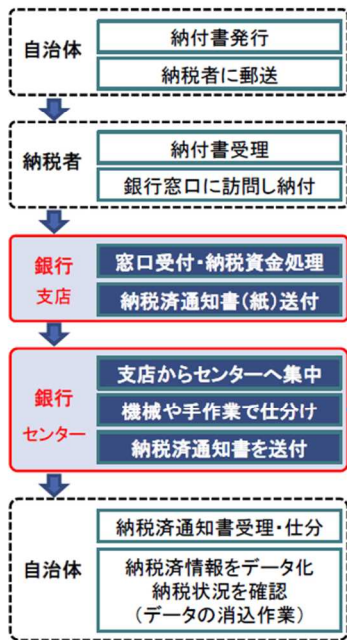
これらの税目については、納付期限が5月末や6月末など一定時期に決まっており、コロナ禍において金融機関窓口の混雑「密」を招いたことから、その解決が課題となっています。

このように、書面主義・現金主義と指定金融機関制度を特徴とする現行の地方自治法のもと、税公金

【図表6】窓口収納の主な業務フローと金融機関内部の事務の様子

税公金窓口収納の実態と課題（金融機関）

指定金窓口収納の主なフロー



※消込作業：データ化して照合・確認する作業

➤ 自治体別・税目別に書式が異なることから、全ての紙を機械で自動的に仕分けすることが難しく、人手による作業が多い。

支店窓口での受付とセンター集中



- ・ 窓口では納付書と現金を預かる
- ・ 閉店後当日受付分を取りまとめ、納税済通知書をセンターに集中する

事務センターでの納税済通知処理の様子



- ・ 支店から集められた納税済通知書を機械で仕分けするために、手作業で前処理をする
- ・ 自治体、税目別に機械で仕分け
- ・ OCRで読みエラーになった場合は手で仕分け
- ・ 自治体・税目別に取りまとめて送付状を作成
- ・ 納税済通知書を自治体へ送付

✓ センターでは納税済通知書をデータ化しておらず、機械と手作業による仕分けのみをおこなっている

出所：規制改革推進会議 第8回投資等ワーキング・グループ（2021年2月16日）
当協会提出資料「税・公金収納の効率化・電子化に向けた提案」から抜粋

収納の方法は、今なお金融機関の窓口収納が主流となっており、納付書の取扱枚数は、地方銀行だけで年間1億3千万枚（国税と公金の合計）にも上りま
す（図表5参照）。

紙の納付書を用いた窓口収納においては、地方公共団体から納税者に対する納付書の作成・発送、

金融機関の店舗における納付書の受け付けと事務センターにおける大量の書類（「納付済通知書」と言います）の仕分け・搬送、金融機関から地方公共団体に持ち込まれた納付済通知書に基づく収納情報の確認など、地方公共団体と金融機関の双方において、多段階にわたる煩雑な事務が発生しています（図表6参照）。

このことは、地方公共団体・金融機関の双方にとって大きな負担となっているばかりでなく、納税者にとっても、金融機関窓口になんざわざ出向いて手続きを行う時間やコストがかかるうえ、感染症拡大防止観点からも好ましくありません。

こうした紙と人手に依存した窓口収納の社会的コストの負担は、処理コストを1件300円とすると、年間約400億円規模に上ると試算されます。また、地方公共団体は、口座振替、コンビニ収納など、電子的な収納手段については委託先に一定の手数料を支払っているのに対し、金融機関が取り扱う窓口収納については、金融機関との長年の取引関係から無償としているケースが多く、金融機関が徴税コスト等を負担する構図となっています（注）。

2. 税公金収納の効率化・電子化の機運の高まり

・政府の動き

こうした紙と人手に依存した窓口収納に端的に見られるように、我が国の行政手続きのデジタル化は他の先進国に比べて大きく立ち遅れているとの指摘があることから、この問題の解決を目指して、政府はデジタル化に向けた改革の動きを加速させています。

菅総理は、2020年9月23日の「デジタル改革関係閣僚会議」において、「今回の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続き」などの課題が明らかになったと発言されています。翌々日に開催されたマイナンバー関連の会合の席でも、総理は「あらゆる手続きが役所に行かなくても実現できる」社会の実現を目指す」と表明されました。

このうち、税公金収納のデジタル化に関しては、同年11月6日の参議院予算委員会において、中西祐介議員の質問に対して、河野行政改革担当大臣は、「納税者の利便性向上、金融機関の負担軽減の観点から、税公金収納のペーパーレス、キャッシュレスに取り組む」と答弁されています。

こうした議論を経て、政府は2021年2月9日、デジタル庁設置法案を含むデジタル改革関連6法案を閣議決定し、国会に提出しました（5月12日成立）。マイナンバーの活用拡大、地方公共団体の基幹システムの統一・標準化を進め、コロナ禍で浮き

彫りになった日本のデジタル化の遅れを挽回することを目指しています。これを契機に、税公金収納のデジタル化も大きく進むことが期待されます。

・銀行界からの働きかけ

銀行界も、税公金収納の効率化・電子化に向け、各方面に対して積極的に働きかけを行っています。

当協会は2009年度より、総務省等に対して地方税の電子納付の推進の要望活動を開始しました。この動きは金融界全体に広がり、2020年度も、8～9月にかけて、金融8団体の連名で要望活動を実施したほか、11月には、規制改革・行政改革要望において、税公金収納の電子納付の推進を要望しました。

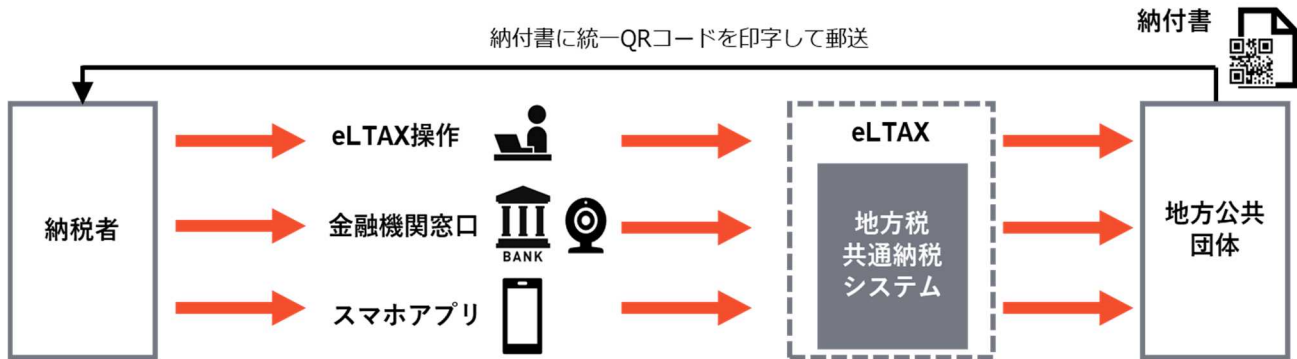
さらに、2021年2月16日、政府の「規制改革推進会議」からの要請を受け、同会議の「投資等ワーキング・グループ」において、当協会から、非効率な税公金収納の現状と、その解決に向けた方策案について説明を行いました。

当協会は、納税者・地方公共団体・金融機関の全てにメリットのある「三方よし」となるよう、社会的コストの削減に向けて、いつでも・どこでも・誰もが効率的に活用できる地方税等の収納環境の整備を要望しました。また、そのための具体策として統一QRコードを用いた税公金収納の早期実現など、電子化を進めるための仕組みづくりを提案しました。同ワーキング・グループの議論を受け、総務省は、地方税用統一QRコードを導入する方向性を固

(注) 全銀協の「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」(2021年3月)によると、窓口収納に関する銀行のコストは、平均値が401.39円、中央値が296.80円とされています。また、窓口収納に関して地方公共団体から徴収している1件当たり手数料は、0円の割合が約60%、0円以上40円未満で全体の99%超を占めることが確認されました。

その結果、地方公共団体にとって、本来、低コストで効率的であるはずの電子的な収納手段よりも、紙の納付書の方が表面的にはコストが安く見えることにもなりかねず、このような取扱いの現状が、税公金収納のデジタル化を妨げているとの指摘もあります。

【図表7】統一QRコードによる税公金収納の実現イメージ



出所：総務省・全銀協「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」資料を基に当協会で作成

め、2023年度課税分からQRコードを利用した税公金収納が実施される見込みとなっています（図表7参照）。

3. 今後に向けて

・統一QRコードの導入

現在、金融界では、総務省、地方公共団体、システムベンダー等と共同で、全国统一規格の地方税用QRコードの導入（納付書への印字）に向けて、急ピッチで検討を進めています。

2021年6月末までに地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、その後、関係機関のシステム改修と確認試験を経て、2023年度課税分から納付書に印字されたQRコードを利用して税公金収納ができるようにする予定です。

また、地銀界として、すでに各金融機関等が提供している送金・決済等のスマートフォンアプリから

統一QRコードによる税公金収納を可能とする統一プラットフォームの実現に向けても、関係先への働き掛けを行っています。

おわりに

税公金収納については、これまで様々な関係者の努力により、電子化に向けた取り組みが進められてきました。しかし、とすれば個々の地方公共団体や個々の収納事業者ごとの取り組みにとどまり、必ずしも全国統一的な取り組みには繋がってこなかった感は否めません。

地域経済・社会の持続的発展に貢献していくことを使命とする私たち地方銀行は、地域の住民一人一人の目線に立ち、誰でも、どこに住んでいても、税公金収納の効率化・電子化のメリットを享受できるよう、そうした環境の早期実現に向けて積極的に取り組んでいきます。